

**彦根市高齢者虐待対応マニュアル**

**彦根市養介護施設従事者等による高齢者  
虐待対応マニュアル**

**【地域版】**

**令和 7 年 10 月**

**彦根市**

## 彦根市高齢者虐待対応マニュアル 目次

### 高齢者虐待防止の基本

1	高齢者虐待の定義	
(1)	高齢者虐待防止法による定義	1
(2)	「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲	5
2	各関係機関の役割	
(1)	主たる対応機関の役割	6
(2)	関係機関の役割	7
3	高齢者虐待の未然防止・早期発見	
(1)	高齢者虐待のリスク要因	9
(2)	高齢者虐待のサインに気付いたとき	11
(3)	虐待対応と個人情報の取扱い	12
(4)	相談・通報先一覧	14

## 彦根市養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル 目次

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の基本

1	養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の目的	15
2	養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	
(1)	高齢者虐待防止法による定義	15
(2)	養介護施設従事者等による高齢者虐待	15
(3)	身体的拘束等に対する考え方	20
3	各機関の役割	
(1)	主たる対応機関の役割	21
(2)	協力機関の役割	21
4	養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止・早期発見	
(1)	養介護施設従事者等の役割と責務	21
(2)	養介護施設の設置者・事業者の役割と責務	22

(3) 早期発見への取組	25
(4) 虐待対応と個人情報の取扱い	25
(5) 相談・通報・届出先	26
● 参考資料	
(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	28
(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	41
(3) 老人福祉法（抜粋）	42
(4) 個人情報の保護に関する法律（抜粋）	45
● 参考文献	
	51

## 高齢者虐待防止の基本

## 高齢者虐待防止の基本

### 1 高齢者虐待の定義

#### (1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待とは、高齢者の心や体に深い傷を負わせる、財産を不当に処分する、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うなどの行為をいいます。

このような行為に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

#### ア 高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは“65 歳以上の者”と定義されています。（高齢者虐待防止法第 2 条第 1 項）

また、高齢者虐待は「養護者による高齢者虐待」、および「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義されており、彦根市においても同様に定義し、対応を行います。

#### イ 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。また、養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」です。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う【表 1.1】の行為です。

※ 養介護施設従事者等による高齢者虐待については、本マニュアルの 15 ページから取り扱います。

表 1.1 養護者による高齢者虐待類型

虐待 類型	定義
	内容と具体例
	<p>＜高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。＞</p> <p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与えたりする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> </ul> <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</li> <li>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※1）</li> </ul> <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱ったりする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強いる。</li> <li>・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。</li> </ul> <p>④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断したりする行為（身体的拘束等の考え方については 20 ページ参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくなる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。）。</li> <li>・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。</li> </ul>
身体的虐待	

	<p style="text-align: center;"><b>&lt;高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、 その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。&gt;</b></p> <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話したりすることより、高齢者に恥をかかる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。</li> <li>・怒鳴る。ののしる。悪口を言う。</li> <li>・侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動をする。</li> <li>・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつを当てたり、食事の全介助をしたりする。</li> <li>・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・家族や親族、友人等との団らんから排除する。</li> </ul>
介護・世話の放棄・放任	心理的虐待

	<p>＜高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。＞</p> <p>本人への性的な行為の強要または性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする。</li> <li>・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。</li> <li>・性器を写真に撮る、スケッチをする。</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・自慰行為を見せる。</li> </ul>
経済的虐待 （※3）	<p>＜養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。＞</p> <p>本人の合意なし（※2）に、または、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する。</li> <li>・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。</li> <li>・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。</li> <li>・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。</li> <li>・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。</li> </ul>

参考 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 厚生労働省老健局令和7年3月

（※1） 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

（※2） 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

（※3） 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

## (2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲

### ア 法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれていたりするような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、支援を行っていく必要があります。

### イ 高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応

市や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を検討します。

### ウ 65歳未満の者への虐待について

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、介護保険法第115条の45第2項第2号「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務付けられていますが、介護保険法第9条にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません。また、老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

### エ 養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、養護者（「現に養護する者」）による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。

しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、事案に応じて高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）、刑法等により対応することになります。

前述のDV防止法では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、高齢者虐待防止法との関係性において優先劣後の関係にないことから、事案に応じて被虐待者の権利救済のためにどちらの法律での対応が適切か協議・検討することが大切です。

#### オ セルフネグレクト（自己放任）の対応

「セルフ・ネグレクト」は、高齢者虐待防止法に定める虐待の5類型のいずれにも該当しませんが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わりがないと言えます。

客観的に見て支援が必要なセルフ・ネグレクトの状態とは、例えば、①判断能力が低下している場合、②介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより本人の健康状態に影響が出ている場合、③近隣との深刻なトラブルになっている場合などが挙げられます。こうした「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかしながら、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」、「困っていない」など、市や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

そこで、必要に応じて高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応や、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークだけでなく、既存の会議体も有効活用しつつ、関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

## 2 各関係機関の役割

### (1) 主たる対応機関の役割

高齢者虐待防止法は、市町村を高齢者虐待対応の主体として位置付けています。高齢者虐待への対応は市の責任として、地域包括支援センターと連携・協働します。

#### ア 市の役割

市は高齢者虐待について第一義的に責任を負い、地域包括支援センターと連携し、虐待対応の要否判断や、必要に応じて立入調査、緊急保護等を行います。

#### イ 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは市からの委託を受け、総合相談・権利擁護・高齢者虐待対応などの業務を行い、その担当区域（14ページ参照）の高齢者について中心となって対応します。

#### ウ 権利擁護サポートセンターの役割

権利擁護サポートセンターは、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「1市4町」という。）からの委託を受け、高齢者に対する虐待等の権利侵害への対応や成年後見制度利用支援などの権利擁護について、関係機関と連携し、専門的支援を行います。

## (2) 関係機関の役割

高齢者虐待防止法第5条において、高齢者の福祉に業務上や職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。また、同条第2項には養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者の保護に関する対応に協力するよう努めなければならないとされています。

高齢者虐待の支援では、早期発見や関係機関が連携をとって対応することが、早期解決に向けて重要となります。各関係機関において、高齢者虐待の早期通報・相談および解決に向けた支援へのご協力をお願いします。

### 早期通報・相談を！！

高齢者虐待は、著しい人権侵害であり、高齢者の尊厳を脅かすものです。解決への近道は、早期に支援を開始することです。虐待の疑いを持った場合は、本マニュアルの「3 高齢者虐待の未然防止・早期発見 (2) 高齢者虐待のサインに気付いたとき」(11 ページ) を参照の上、市・地域包括支援センターへ通報・相談してください。また、場合によっては警察や消防への連絡も併せて行ってください。

高齢者虐待は誰にでも起こり得るということを理解し、情報提供等について協力をしてください。

### ア 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会には、地域住民、民生委員、関係諸団体や機関の活動を支援し、コーディネイトする役割があります。

また、虐待を受けている高齢者やその養護者に対する、包括的かつ伴走型の支援を地域包括支援センターや市をはじめとする他機関と連携して行い、虐待の防止や、地域の中での見守り支援を担います。

さらに、広く地域での権利擁護体制を構築する役割もあります。

### イ 地域住民・民生委員の役割

#### (ア) 地域住民の役割

高齢者虐待を防止するためには、地域社会での見守りを進めることが大切です。高齢者への声かけや、養護者へのさりげないねぎらいは、地域でともに暮らす住民にしかできない大切な役割です。

事態が深刻にならないように、普段の付き合いの中で、ちょっとした異変に気が付き、地域の相談役である民生委員や市・地域包括支援センターに情報を提供するだけで、早期に発見・解決できるケースがあります。

#### (イ) 民生委員の役割

民生委員は、日頃から地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らせるよう支援を行っています。また、同じ地域で暮らす身近な支援者としての役割があります。

地域のネットワークの一員として、調査、ケース会議への出席やフォローアップなどの協力が必要です。特に、困難を抱えた世帯について地域から孤立しないよう見守りをお願いします。

#### ウ 介護支援専門員の役割

介護支援専門員は、利用者宅の訪問や高齢者および養護者からの相談、介護保険サービス提供事業所からの報告等により虐待を把握する機会が多いため、虐待の早期発見者としての役割があります。また、実際の支援方針の検討や支援実施の場面においても、最も高齢者や養護者との関わりがあるキーパーソンとして重要な役割を担います。

虐待が見られた場合には、市・地域包括支援センターや介護保険サービス事業所と連携を取りながら、必要に応じて居宅サービス計画（ケアプラン）を見直します。

#### エ 介護サービス提供事業所の役割

##### (ア) 訪問系サービス

訪問系サービスは、高齢者が生活する場所へ訪問し、高齢者の状態、居室の環境の確認、また高齢者と養護者の双方に接することができるため、虐待のサインに気付く可能性が高いと言えます。

また、定期的に高齢者宅へ訪問し、高齢者的心身の状態や高齢者を取り巻く環境の変化を、時間の流れに沿って把握することができるため、信頼性の高い情報が得られます。訪問担当者が変わる場合も、継続して状況を確認できる体制を整えておいてください。

##### (イ) 通所・入所系サービス

通所・入所系サービスは、高齢者が養護者から離れた場所でサービスを利用するため、サービス提供を通じて高齢者の本音や普段の生活状況を詳細に聞き取ることができます。また、身体的状況についても、入浴場面などで、観察しにくい部位や症状を把握できます。さらに、送迎時に高齢者の居室を観察することや、養護者と話す機会もあります。

高齢者と養護者の関わりを観察することができるため、これらの機会を通して高齢者虐待を早期に発見できるようにしてください。

#### オ 医療機関の役割

医療機関は、診療を通して高齢者の不審なけがやあざなどの状況を把握できるほか、養護者や家族の様子および変化に気付くことができます。

特に、診察場面などで高齢者の皮膚や全身状態を観察する機会が多くあるため、身体的虐待やネグレクトのサインを発見できます。また、身体的虐待が疑われる場合に、生命や身体の危険性を医学的見地から判断することが必要な場合があります。さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、病状に対する啓発指導などの役割もあります。

#### 力 警察・消防の役割

##### (ア) 警察の役割

警察は、高齢者虐待に関しては、市だけでは職務執行を行うことが困難な場合に援助を行います。具体的には、市が行う立入調査に同行し、高齢者の生命や身体に危険がある場合などに緊急保護やそのほか必要な援助を行う役割を担います。

立入調査を行う際に、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがあるなど、警察官の援助が必要と判断される場合などは、法に基づき、市長から警察署長へ援助要請を行います。

また、警察署長は、高齢者の生命または身体の安全を確保するために必要と認めるときは、所属の警察官に、援助するために必要な措置を講じさせよう努めることとされています。

##### (イ) 消防の役割

消防は、救急搬送を通して高齢者の不審なけがやあざなどの状況を把握できるほか、通報を受けて高齢者の住居に臨場した際に、高齢者の居室を確認することや、養護者と話す機会もあります。

この場合、既に高齢者の生命や身体が重大な危険にさらされていることが予想されるため、高齢者虐待が疑われる場合には、搬送先医療機関に報告するとともに、必要に応じて市・地域包括支援センターまたは警察へ通報・相談してください。

### 3 高齢者虐待の未然防止・早期発見

#### (1) 高齢者虐待のリスク要因

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。もちろん、多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、【表3.1】のようなリスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者・家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

表 3.1 高齢者虐待のリスク要因の例

虐待者の要因	介護疲れ・介護ストレス
	虐待者の介護力の低下や不足
	孤立・補助介護者の不在等
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー
	知識や情報の不足
	理解力の不足や低下
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感
	障害・疾病
	障害疑い・疾病疑い
	精神状態が安定していない
	ひきこもり
	被虐待者との虐待発生までの人間関係
	家族環境（成育歴・虐待の連鎖）
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ
	飲酒の影響
	依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）
被虐待者の状況	認知症の症状
	精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下
	身体的自立度の低さ
	排泄介助の困難さ
	外部サービス利用に抵抗感がある
	障害・疾病
家庭の要因	障害疑い・疾病疑い
	経済的困窮・債務（経済的問題）
	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）
	（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題
その他	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力
	ケアサービスの不足の問題
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題

出典「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業報告書」 厚生労働省 老健局 令和7年3月

## (2) 高齢者虐待のサインに気付いたとき

### 相談・通報についての考え方

高齢者や養護者に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

また、通報にあたり個人情報の問題や、通報後の家族との関係などのため、躊躇してしまう場合があるかもしれません。相談・通報について高齢者虐待防止法では通報の義務や守秘義務との関係についても規定されています。

相談・通報されるときは、以下を参考にしてください。

#### ア 相談・通報は密告ではない

虐待への対応は、決して誰かを罰することではありません。虐待されている人、している人をともに支援し、虐待と思われる行為を防止することです。また、虐待ではなかったとしても、支援者の心配や不安を解消し、よりよい信頼関係を築くためにも適切な機関につなぐことが重要です。

相談・通報することは、決して「密告する」ことではありません。

#### イ 通報の義務

高齢者虐待防止法第7条では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者に身体生命の危険が迫っている場合、通報の義務があるとしています。また、虐待が疑われる場合は、通報するよう努めなければなりません。この場合、「虐待と思われる」とは「一般人であれば虐待があったと考えることに合理性がある」という趣旨に解することができます。

#### ウ 通報義務の優先と通報者の保護

高齢者虐待防止法第7条の通報義務が業務上の守秘義務よりも優先されます。また、高齢者虐待防止法第8条第1項により、通報者に関する情報は保護されます。通報者の立場や通報の内容を考慮し、通報者が不利とならないよう慎重に対応を行います。

#### エ 相談・通報前の判断不要

「虐待かな？」と感じても、養護者に悪意がない場合や、高齢者からの発言で事実かどうか分からぬ場合など、相談・通報すべきか判断に迷うことがあるかもしれません。しかし、相談・通報前に、虐待か虐待でないかを判断する必要はありません。「もしかして虐待？」と感じたときは、市・地域包括支援センターへ相談してください。

**オ 虐待でなくても支援は必要**

相談・通報があったケースのうち、虐待とは認められないケースもありますが、虐待ではなくても、支援が困難であるなど、虐待につながるリスクが高いケースであることがほとんどです。

相談・通報を行うことによって、地域包括支援センターが一緒になって関わりが持てるようになります。また、早めに情報提供をすることで、虐待に発展したときの対応が、迅速に行えるようになります。

**カ 高齢者関係機関の早期発見**

高齢者の福祉に業務上関係のある者は、早期発見に努めなければならぬことが高齢者虐待防止法第5条に規定されています。また、市や地域包括支援センターが行う虐待対応に協力するよう努めなければなりません。

**(3) 虐待対応と個人情報の取扱い**

**ア 市の個人情報の取扱い**

行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務または、業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

**(ア) 個人情報の保有の制限等**

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第9条第1項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」（※1）に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができます。

（※1）各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務または業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務または業務や、作用法上規定されている事務または業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p.65-66）

**(イ) 市が保有する個人情報の利用・提供について**

法令（※2）に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第69条第1項）。もっとも、利用目的の範囲外で臨時に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

(※2) 個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」とは、第61条第1項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかされている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用または提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない（個人情報保護委員会事務局、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）, p.101-102）

イ 民間事業者（市から業務委託を受けた地域包括支援センターや、1市4町から業務委託を受けた権利擁護サポートセンター、その他の虐待対応協力者含む）の個人情報の取扱い

高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第7条、第21条）、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（同法第9条第1項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第5条第2項）。

医療・福祉等関係者や市町村から業務委託を受けた民間事業者（地域包括支援センター等）の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。

ウ 個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限は、次のような場合には、例外が認められています。

- ・虐待に関する事実確認は、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づくものであることから、個人情報保護法第18条第3項および第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当する。
- ・事実確認の目的は高齢者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、同第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当する。
- ・市またはその委託を受けた地域包括支援センターが高齢者虐待防止法の定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、同第4号に該当する。

以上の理由から、介護事業者等が上記のような場合などの高齢者虐待対応において、高齢者本人の同意を得ないで目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者（市など）に情報提供をすることは認められることになります。

(4) 相談・通報先一覧

ア 彦根市地域包括支援センター

相談窓口	担当学区	住 所 電話番号 FAX 番号
彦根市地域包括支援センターすばる	鳥居本	鳥居本町 670 デイサービスセンター鈴の音内 ☎ 21-5412 FAX 21-5464
	城東 佐和山	後三条町 350-3 鈴木ヘルスケアサービス（株）内 ☎ 24-0494 FAX 24-0408
彦根市地域包括支援センターハピネス	城西 城北	馬場一丁目 5-5 彦根市北デイサービスセンター内 ☎ 27-6702 FAX 21-0302
彦根市地域包括支援センターふるさと	平田 金城	開出今町 1351-3 近江ふるさと会館内 ☎ 47-3993 FAX 47-5120
彦根市地域包括支援センターゆうじん	城南 高宮 旭森	竹ヶ鼻町 80 アロフェンテ彦根内 ☎ 21-3341 FAX 21-3306
彦根市地域包括支援センターきらら	城陽 若葉 河瀬 亀山	川瀬馬場町 1015-1 彦根市デイサービスセンターきらら 内 ☎ 28-9323 FAX 28-9322
彦根市地域包括支援センターいなえ	稻枝東 稻枝北 稻枝西	下岡部町 632 J A 東びわこ旧稻村支店 ☎ 47-3320 FAX 47-3315

イ 彦根市福祉保健部高齢福祉推進課

住所：彦根市平田町 670（彦根市福祉センター内）

☎ : 23-9660（休日・夜間：22-1411（市役所代表番号））

FAX : 30-9231

※ いずれの連絡先も、緊急事態発生時は休日、夜間も対応可。

※ 緊急事態とは、高齢者の身体、生命に重大な危機が発生している状態。

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の基本

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の基本

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の目的

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止は、養介護施設・事業所（以下「養介護施設等」という。）を利用する高齢者の尊厳の保持を害する虐待を防止し、高齢者本人の権利利益を擁護することを目的とします。

具体的には、

- ① 高齢者の安全を確保し、虐待を受けている状況を速やかに解消します。
- ② 高齢者虐待を生み出す要因になっている職場環境や業務運営、サービス提供のあり方を改善し、虐待の再発を防止するとともに、高齢者が安心してサービスを利用できるように養介護施設等をより良くしていきます。そのために、老人福祉法や介護保険法の規定による適切な権限行使します。

### 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

#### (1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待とは、高齢者の心や体に深い傷を負わせる、財産を不当に処分する、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うなどの行為を言います。

このような行為に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）」（以下「法」という。）が平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

法では、「高齢者」とは“65 歳以上の者”と定義されています。（第 2 条第 1 項）

また、高齢者虐待は「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義されており、彦根市においても同様に定義し、対応します。

※養護者による高齢者虐待については、本マニュアルの 1 ページから取り扱います。また、65 歳未満の者への虐待については「養護者による高齢者虐待」と同様に定義します。

#### (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法および介護保険法に規定する「養介護施設」または「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う【表 2.1】の行為とされています。また、「養介護施設等」は【表 2.2】のとおりです。

なお、【表 2.2】に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、養介護施設従事者等による高齢者虐待の対象とはなりませんが、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

表 2.1 養介護施設従事者等による高齢者虐待類型

虐待類型	定義
	内容と具体例
身体的虐待	<p>＜高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれがある暴行を加えること。＞</p> <p>①暴力的行為で、痛みを与えること、身体にあざや外傷を与えることする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつける。</li> </ul> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</li> <li>・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。</li> <li>・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。</li> </ul> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
介護・世話の放棄・放任	<p>＜高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。＞</p> <p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化を来すほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化を来すような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。</li> </ul>

	<p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視したりする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にもかかわらず受診させない、あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方どおりの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方どおりの治療食を食べさせない。</li> <li>・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。</li> </ul> <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。</li> </ul> <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。</li> <li>・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。</li> <li>・必要なセンサーの電源を切る。</li> </ul> <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。</li> </ul>
心理的虐待	<p>＜高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。＞</p> <p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぐ」などと言い脅す。</li> </ul> <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言ったりする。</li> <li>・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。</li> <li>・本人の性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。</li> </ul> <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定する、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>高齢者的大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>高齢者がしたくてもできないことを当つけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。</li> </ul> <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</li> <li>自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。</li> </ul> <p>⑤心理的に高齢者を不适当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</li> <li>面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</li> </ul> <p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>職員が信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> <li>入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li> <li>本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。</li> </ul>
性的虐待	<p>〈高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。〉</p> <p>本人への性的な行為の強要または、性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性器等に接触したり、キス、性的行為を強要したりする。</li> <li>性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やりさせる）。</li> <li>わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを持ち出したりする。</li> <li>排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置したりする。</li> <li>人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。</li> </ul>

経済的虐待	<p>&lt;高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者本人から不当に財産上の利益を得ること。&gt;</p> <p>本人の合意なしに、または、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</li> </ul>
-------	--

### 要注意！！

次のような行為は「高齢者虐待」に該当します。「極めて不適切な行為」ではありません。

- ・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

平成 22 年 9 月 30 日付老推発第 0930 第 1 号「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』第 2 条第 5 項に基づく高齢者虐待の解釈について」

表 2.2 「養介護施設等」と「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	「養介護施設」または 「養介護事業」の業務に従事する者（※）

(※) 業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。

### (3) 身体的拘束等に対する考え方

「身体拘束」とは本人の行動の自由を制限することです。

介護保険法および老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」と定義しており、身体的拘束等を原則禁止しています。

「緊急やむを得ない場合」とは、あくまで当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護する場合に限られ、介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されています。

緊急やむを得ない場合の「適正な手続き」には、本人等のアセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・家族・関係者などで、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。これらの手続きについては、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等を記録し、2年間保存することが必要です。

また、「緊急やむを得ない場合」の「適正な手続き」を経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

- ①切迫性：高齢者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

#### 身体拘束の具体例

- ・ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

※なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

### 3 各機関の役割

#### (1) 主たる対応機関の役割

法は、市町村を高齢者虐待対応の主体として位置付けています。市は高齢者虐待対応の責任者として主体的に役割を果たしていきます。

#### (2) 協力機関の役割

##### ア 地域包括支援センター

地域包括支援センターは養護者による高齢者虐待に関する専門性を有することから、養介護施設従事者等による高齢者虐待についても市に協力します。

コアメンバー会議（虐待対応ケース会議）にて、虐待の有無・緊急性・深刻度の判断について、専門職としての立場から意見を述べます。

##### イ 権利擁護サポートセンター

権利擁護サポートセンターは、高齢者に対する虐待等の権利侵害への対応や成年後見制度利用支援などの権利擁護について、関係機関と連携し、専門的支援を行います。

### 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止・早期発見

#### (1) 養介護施設従事者等の役割と責務

##### ア 早期発見等の努力義務（法第5条）

法第5条第1項では、高齢者の福祉に業務上や職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。また、同条第2項では市が行う虐待を受けている高齢者の保護に関する対応に協力するよう努めなければならないとされています。

高齢者虐待の支援では、早期発見や関係機関が連携をとって対応することが、早期解決に向けて重要となります。

##### イ 通報の義務（法第21条）

- ・養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を発見した者は、速やかに市に通知しなければなりません。
- ・養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者を発見した者は、生命・身体に重大な危険が生じている場合、速やかに市に通報しなければなりません。
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市に通報するよう努めなければなりません。

## (2) 養介護施設の設置者・事業者の役割と責務

### ア 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進

すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられています。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ②虐待の防止のための指針の整備
- ③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置

### イ 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠で、研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。そのために、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での具体的な取組例としては、以下のようなものが挙げられます。

- ①基準省令等により、頻度・対象等を含めて実施することが明確に求められている研修（高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等）の実施
- ②認知症介護その他の介護技術等、サービスの提供の基本となる内容に関する研修の実施およびOJTの充実
- ③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣
- ④職員のストレス対策、ハラスマント対策等、職員の負担軽減や、よりよい職場づくりに関する研修等の実施

### ウ 開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待等が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなったりする可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気付き、迅速に上司等に報告できるような風通しのよい組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における「介護サービス等の質の向上に資する事業」（介護サービス相談員派遣事業）を積極的に活用したりすることで、身体的拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

#### エ 苦情処理体制

養介護施設等においては、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第20条に虐待防止措置義務として明記されており、基準省令等にも規定しています。

養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。

#### オ 組織・運営

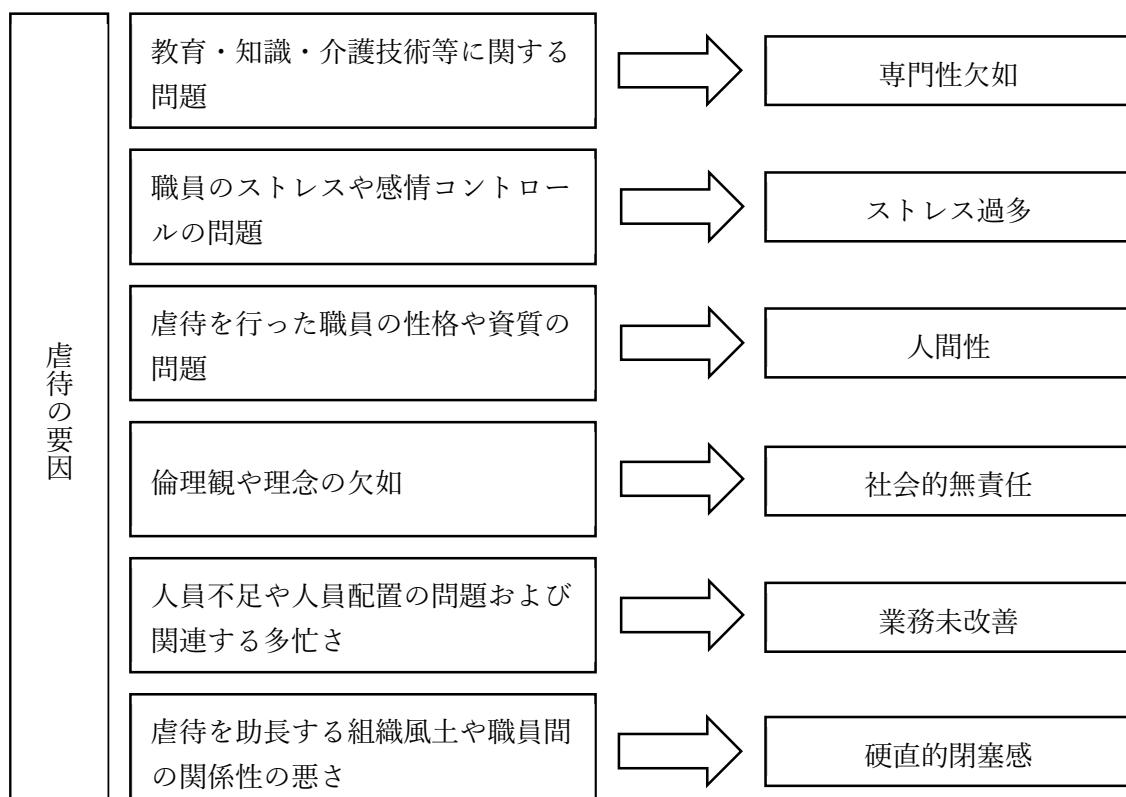
養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の要因は、虐待を行った職員個人側に要因があると考えるだけではなく、職員が所属する養介護施設等（組織）にも要因がないか考える必要があります。【表4.1】【図4.1】また、日々、虐待の要因に目を向けることで、高齢者虐待の未然防止につながります。

表 4.1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

チームアプローチ	役割や仕事の範囲の問題	リーダーの役割が不明確 介護単位があいまい/広すぎる
	職員間の連携の問題	情報共有の仕組みがない 意思決定の仕組みがない 異なる職種間の連携がない 年齢や採用条件による壁がある 社会的ハラスメント(誰かがやってくれる)
ケアの質	認知症ケアの問題	「何もわからない」などの中核症状への誤解 行動・心理症状(BPSD)へのその場しのぎの対応
	アセスメントと個別ケアの問題	利用者の心身状態を把握していない アセスメントやケアプランと実際のケアの内容が連動していない
	ケアの質を高める教育の問題	認知症ケアに関して学習する機会の不足 アセスメントとその活用方法の知識不足
倫理観とコンプライアンス (法令遵守)	“非”利用者本位の問題	安易な身体拘束 一斉介護・流れ作業
	意識不足の問題	職業倫理の薄れ 介護理念が共有されていない
	虐待・身体拘束に関する意識・知識の問題	法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない 身体拘束に替わるケアを知らない・考えられない
負担・ストレスと組織風土	負担の多さと問題	人手不足・業務の多さ 夜勤時の負担
	ストレスの問題	負担の多さからくるストレス 職場内の人間関係
	組織風土の問題	見て見ぬふり 安易なケアや身体拘束の容認 連絡の不徹底
組織運営	理念やその共有の問題	介護理念や組織全体の方針がない 理念を共有するための具体策がない
	組織体制の問題	責任や役割の不明確さ 必要な組織がない・形骸化している 職員教育のシステムがない
	運営姿勢の問題	情報公開に消極的 効率優先 家族との連携不足

図 4.1 虐待の要因



### (3) 早期発見への取組

養介護施設等での高齢者虐待や不適切な介護の実態は、外部から把握しにくい特徴があるため、彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の活動を強化し、虐待の早期発見に取り組みます。

#### （参考）彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

彦根市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会は、法第3条および第16条の規定ならびに障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）第4条および第35条の規定に基づき、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備し、高齢者および障害者に対する虐待の防止等に関する施策を適切に実施することを目的に設置されました。構成メンバーは、学識経験者、彦根医師会、滋賀弁護士会、社団法人滋賀県社会福祉士会、彦根警察署、湖東健康福祉事務所、彦根市福祉事務所、彦根市立病院、彦根市消防本部、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会、彦根市民生委員児童委員協議会連合会、彦根市人権擁護委員、彦根市障害者福祉推進員、彦根市内の障害者団体、彦根市内の高齢者・障害者家族会、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会、湖東地域障害者自立支援協議会、その他市長が必要と認め、指定する者です。

### (4) 虐待対応と個人情報の取扱い

基本的には、養護者による虐待への対応の「(2) 高齢者虐待のサインに気付いたとき」(11ページ) 場合と同様です。

#### ア 通報者の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。その上で、養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要です。

事実の確認に当たってはそれが虚偽または過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。（法第23条）

#### イ 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、虐待の早期発見・早期対応を図るため、次のとおり規定されています。なお、規定が適用される「通報」については、虚偽であるものおよび過失によるものを除くこととされています。

- ①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない。（法第 21 条第 6 項）
- ②養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（法第 21 条第 7 項）

（参考）公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、または生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、その他の事業者外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

所定の要件について、例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①公益通報の対象となる事実が生じ、または正に生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある②公益通報の対象となる事実が生じ、または正に生じようとしていると思料し、かつ、所定の事項を記載した書面を提出すること、いずれかの要件を満たすことが必要です。

#### 公益通報者に対する保護規定

- ①解雇の無効等
- ②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止等

#### (5) 相談・通報・届出先

##### ア 相談・通報・届出先

相談、虐待通報・虐待の届出先	担当 学区	住所 電話番号 FAX 番号
彦根市福祉保健部高齢福祉推進課	全学区	平田町 670 (彦根市福祉センター内) ☎ 23-9660 ※休日、夜間 22-1411 (市代表番号) FAX 30-9231

※ 緊急事態発生時は休日、夜間も対応可。

※ 緊急事態とは、高齢者の身体、生命に重大な危機が発生している状態。

イ 相談先

相談先	担当 学区	住所 電話番号 FAX 番号
彦根市地域包括支援センターすばる	鳥居本	鳥居本町 670 デイサービスセンター鈴の音内 <b>☎</b> 21-5412 FAX 21-5464
	城東 佐和山	後三条町 350-3 鈴木ヘルスケアサービス(株)内 <b>☎</b> 24-0494 FAX 24-0408
彦根市地域包括支援センターハピネス	城西 城北	馬場一丁目 5-5 彦根市北デイサービスセンター内 <b>☎</b> 27-6702 FAX 21-0302
彦根市地域包括支援センターふるさと	平田 金城	開出今町 1351-3 近江ふるさと会館内 <b>☎</b> 47-3993 FAX 47-5120
彦根市地域包括支援センターゆうじん	城南 高宮 旭森	竹ヶ鼻町 80 アロフェンテ彦根内 <b>☎</b> 21-3341 FAX 21-3306
彦根市地域包括支援センターきらら	城陽 若葉 河瀬 亀山	川瀬馬場町 1015-1 彦根市デイサービスセンターきらら 内 <b>☎</b> 28-9323 FAX 28-9322
彦根市地域包括支援センターいなえ	稻枝東 稻枝北 稻枝西	下岡部町 632 JA 東びわこ旧稻村支店 <b>☎</b> 47-3320 FAX 47-3315

## ● 参考資料

### (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年法律第百二十四号)

#### 目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雜則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

- 第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）との対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある

と認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十二条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十二条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十三条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十四条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十二条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十五条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適當と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定せるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるとときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれら者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって

当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

#### (通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

#### (公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

### 第四章 雜則

#### (調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

#### (財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不當に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようしなければならない。

### 第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日  
二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年一二月二〇日法律第一一六号） 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月二八日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年六月二四日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条

第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

#### 四・五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定

(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。) 並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二条の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号ロの改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(検討)

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月一二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

## (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)第二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。)第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分(同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等(法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容  
(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

### (3) 老人福祉法（抜粋）

老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

第一章 総則（第一条—第十条の二）

第二章 福祉の措置（第十条の三—第十三条の二）

第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七の二）

第三章の二 老人福祉計画（第二十条の八—第二十条の十一）

第四章 費用（第二十一条—第二十八条）

第四章の二 有料老人ホーム（第二十九条—第三十一条の五）

第五章 雜則（第三十二条—第三十七条）

第六章 罰則（第三十八条—第四十三条）

附則

## 第二章 福祉の措置

(略)

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）のために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用するが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を探るほか、その福祉を図るために、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一條 市町村は、必要に応じて、次の措置を探らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
  - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
  - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がないときは、その葬祭を行い、又はその者を入れさせ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を探ることができる。
- （略）

## 第五章 雜則

### （審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るために必要があると認めるときは、民法第七条、第十一條、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

### （後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

（略）

#### (4) 個人情報の保護に関する法律（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

###### （定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - 二 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 行政機関
- 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
- 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

## 第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ

があるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であ

るとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

## 2～4 略

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

## 6 略

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的ための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

## ● 参考文献

- (1) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」 厚生労働省  
老健局 令和7年3月
- (2) 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」  
社団法人日本社会福祉士会編 2011年 中央法規
- (3) 「高齢者虐待防止法活用ハンドブック 第2版」 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に  
関する委員会編 2014年 民事法研究会
- (4) 「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 2011年
- (5) 「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業報告書」厚生労働省 老健局 令和7年3月